

家族信託編

家族信託_⑭ ～財産権と管理処分権の分離～

(毎回の事例とテーマは関連がありません)

2025.4. 24

小川FP・行政書士事務所

小川 佳宏

家族信託⑭ ～財産権と管理処分権～

普通、賃貸マンションや事業をやっていてそれを次世代に承継する時に、賃料や配当（お金の部分）とマンション経営と会社経営（経営管理の部分）をどうしたら平等に家族で揉めずにできるか悩ましいですね。



そうですね。所有権を分割して賃貸マンションを共有名義にしたり、自社株を相続人に平等に分割するとマンション経営や会社経営が上手くいかないかもしれないですね。



だから信託を使って何か工夫をするということですね。



はい、そうです。例えば賃貸マンションですと、配当をもらう権利を信託受益権として相続人に平等に分割したり、マンション経営は一人の例えばマンション経営に意欲のある次男にまかせて受託者とする方法があります。



所有権ではないということですか。



はい、所有権ではありません。信託受益権です。マンション経営をしない他の兄弟からすれば賃料分だけ相続できればいいことになります。面倒くさいマンション経営は次男にまかせることができます。次男からすれば口出しされずにすむので思いのまま管理処分権限を行使できます。



会社経営をしている場合の自社株の承継で信託スキームが使えることを聞いたことがありますか。



今回は、事例13で示したケースで説明します。自社株にも価値があるので会社経営が良くないときは自社株評価が低くなるのでその年度を選んで、次期経営者に受益者として贈与しておきます。



そうすれば贈与でも少ない贈与税で渡すことができるということですね。



はい、そうです。当面、現経営者が議決権をもって経営にあたり、次期経営者の次男に経営哲学など承継し、現経営者が死亡したとき、又は、現経営者が認知状態で経営判断ができない場合に、信託監督人と信託の合意解除をして議決権を時次男に移転させることができます。



長男や長女さんは何ももらえないのですか。



信託を設定しても、相続時の遺留分は考慮しなければいけないので、他の資産を相続させるか、現経営者が株式の配当を長男、長女に変更できるようにしておくこともできます。



本日、是非、知っていただきたいこと

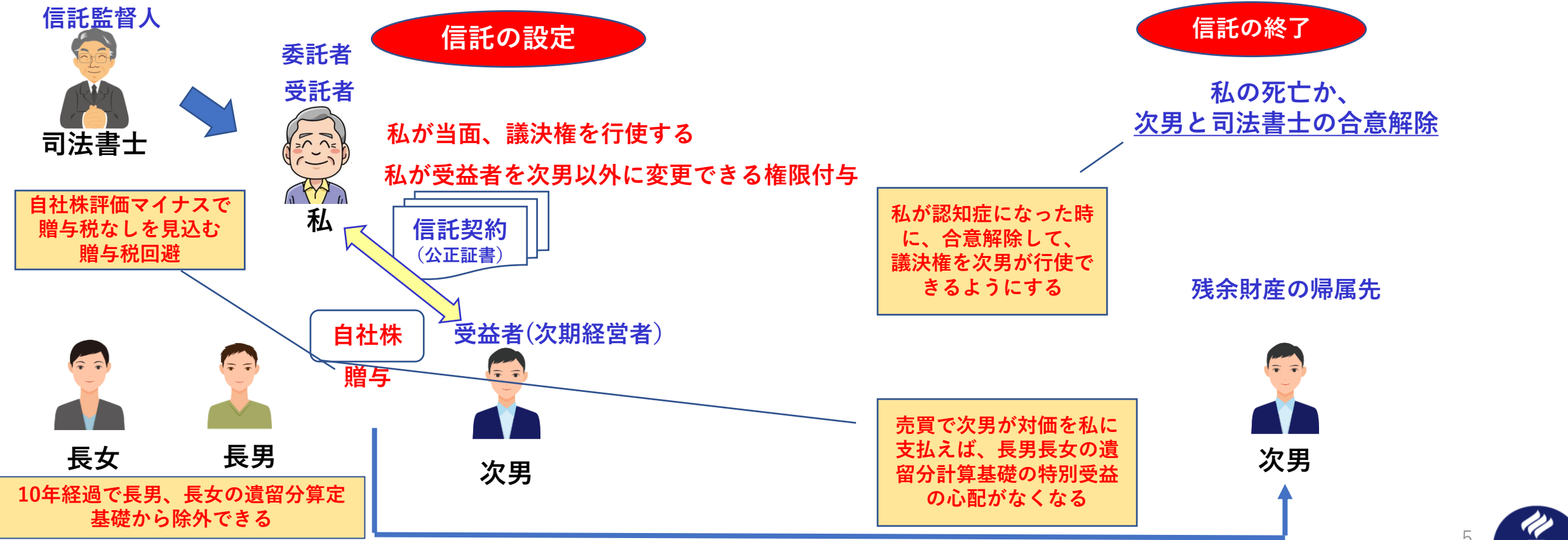
- ✓ 信託を使うと所有権を財産権と管理処分権限を分離することができます。信託契約で、財産権（信託受益権）は受益者へ、管理処分権限（経営権や議決権）を受託者に設定します。
- ✓ 賃貸マンションは賃料を複数の相続人が享受できるように信託受益権を設定し、マンション経営の管理処分は受託者にまかせることができます。
- ✓ 事業承継として、非上場自社株の評価が低い時に子を受益者とする配当権を設定し、現経営者が受託者として経営権（議決権）を継続し、次期経営者に承継していくことも可能になります。

事例13 事業承継に自己信託活用

設定の背景、想い

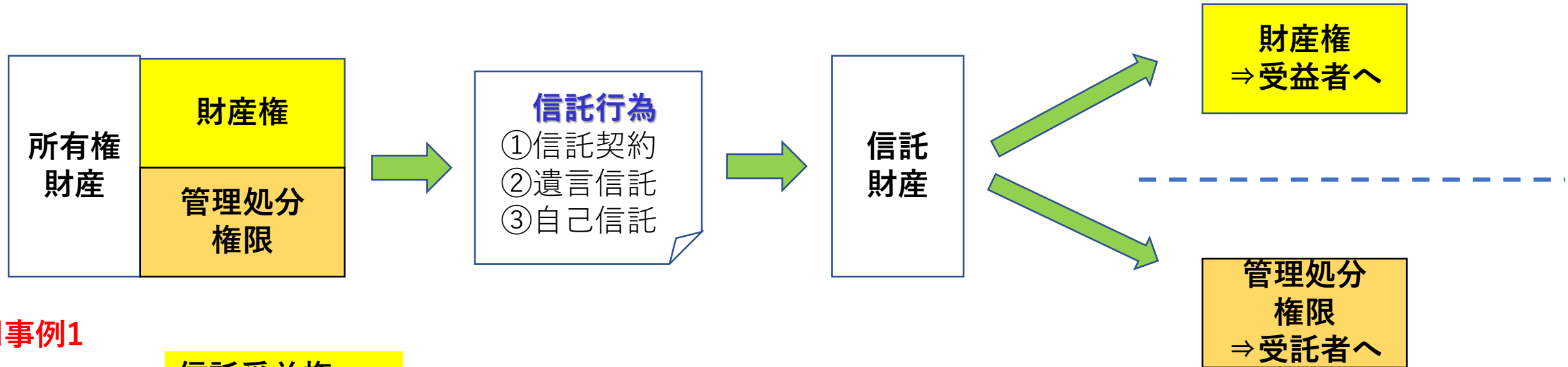
目的：後継者に自社株贈与するが、当面、経営権を持って後継者育成をしたい！！

- ◆会社経営者の私の株式を後継者とする次男に生前贈与したい。
- ◆タイミングは純資産がマイナスになっている今がよい。来期以降は成長軌道になり自社株評価があがってしまう。
- ◆まだ引退は考えておらず、会社の代表権も経営権も私が継続して持っておきたい。次男の経営哲学を伝授したい。

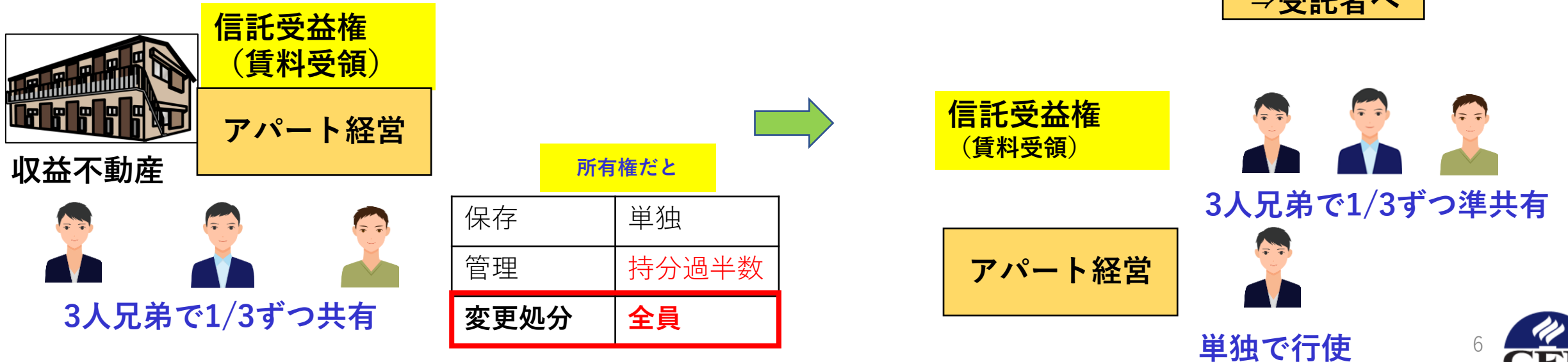


家族信託の共有不動産の相続はどう対応するか？

信託では所有権を財産権と管理処分権限が分離されます。

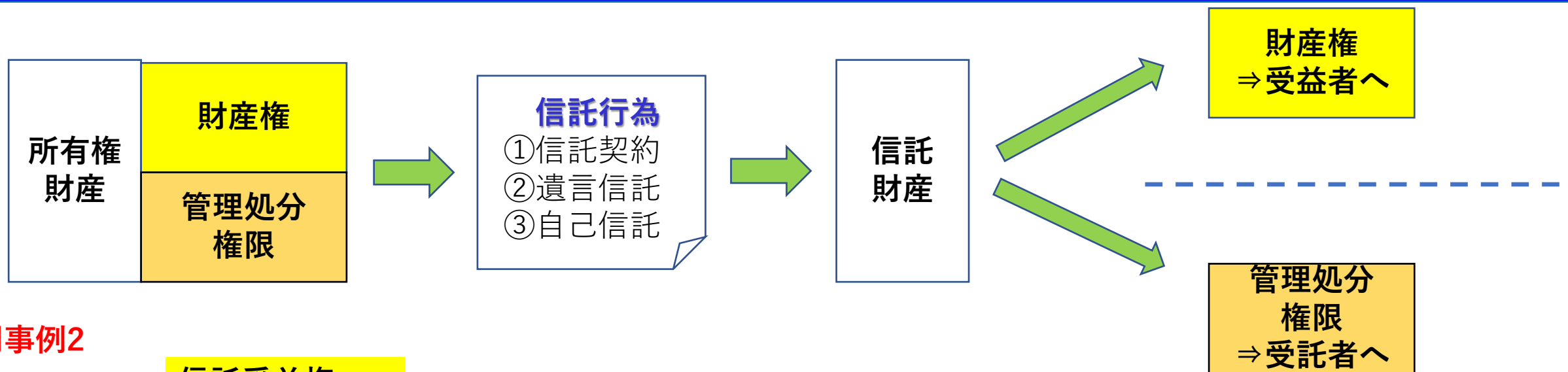


適用事例1

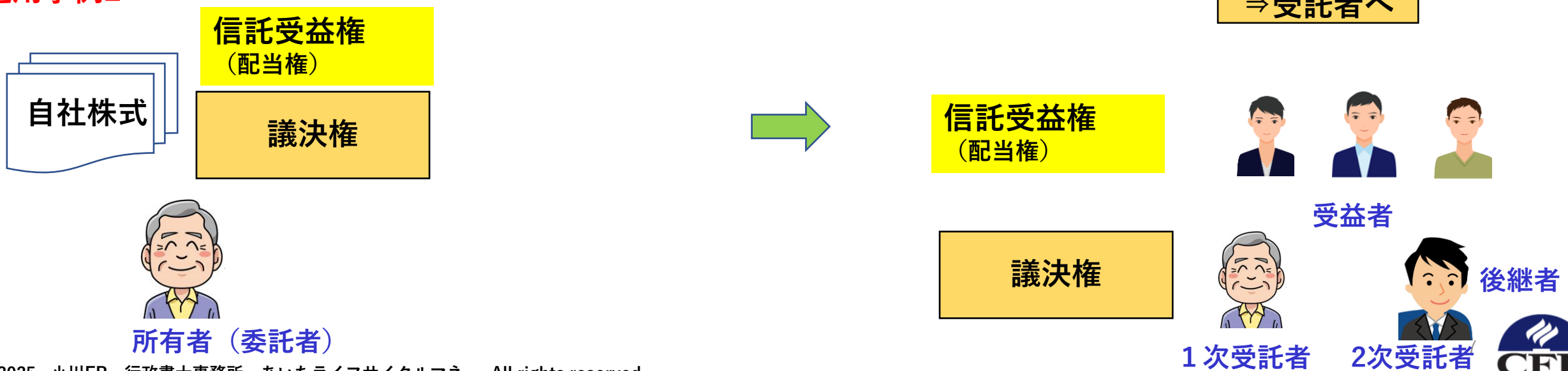


家族信託の自社株式の相続はどう対応するか？

信託では配当受領の信託受益権と管理処分権限の議決権を分けることができます。



適用事例2



Thinking time !

事業承継に信託が使えるって本当？

所有権

- ・賃貸マンションや自社株を相続人で平等に相続した場合、それぞれ（管理、賃料）、（経営、配当）はどのようなになりますか。
- ・そうなった時の問題は何か考えられますか。



信託受益権

- ・信託受益権ってどういうものでしょうか。
- ・なぜ、信託を使うと上手くいく場合があるのでしょうか。

業務範囲 ～当事務所で取扱相談範囲について～

● 個人のお客様のご相談

◆ ライフプランニング

お金の将来を見えるようにします

◆ 贈与・相続支援

ご家族の誰にもご納得いただけるようなプランニングをします

◆ 任意後見・家族信託

移行型任意後見契約や家族信託の利用をご支援します

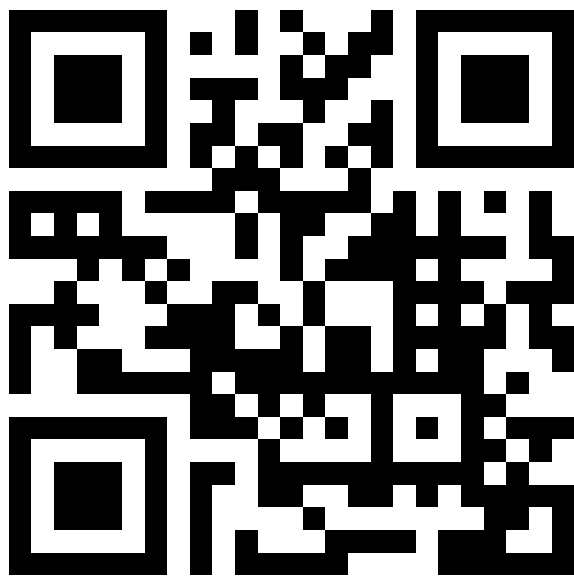
● 各種セミナー

◆ 世代別セミナー

◆ テーマ別セミナー

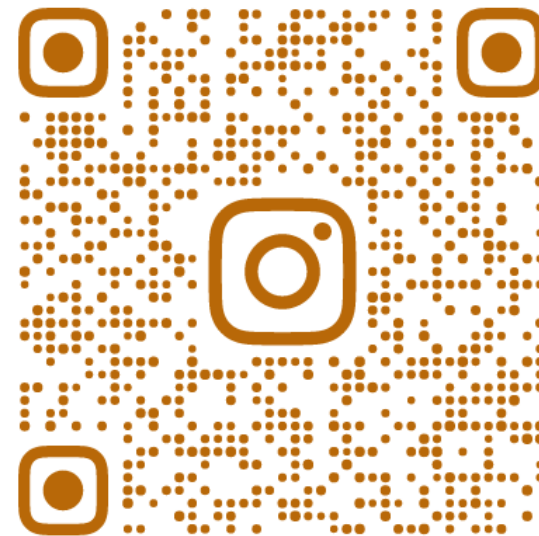
詳細はホームページとインスタをご覧ください

ホームページ



<https://www.fp-aichi-lcm.jp>

インスタグラム



@FP_YOSHISAN